

※受理年月日	
※処理年月日	

定 期 報 告 書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人名（英語表記）
 法人番号
 銘柄コード
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 1 2 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者の名称					
主たる 事務所の所在地	〒 電話（ - - ）				
主たる事業					
細分類番号					
作成担当者 連絡先	職名 氏名 電話（ - - ） FAX（ - - ） メールアドレス				
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有・無 有の場合 変更前の事業者の名称 ： 変更前の事業者の所在地 ：〒					

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること

第1表 エネルギー使用量等

1 エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量等

識別	区分		算定方法		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 熱量 GJ	
			前年度からの変更		連携分を除いた エネルギー使用 量 GJ	連携分のエネ ルギー使用量 GJ
	自家輸送	貨物自動車 ()		有／無		
		その他 ()		有／無		
	委託輸送	貨物自動車 ()		有／無		
		貨物自動車 ()		有／無		
		貨物自動車 ()		有／無		
		貨物自動車 ()		有／無		
		貨物自動車 ()		有／無		
		貨物自動車 ()		有／無		
		船舶 ()		有／無		
		船舶 ()		有／無		
		鉄道 ()		有／無		
		航空機 ()		有／無		
合計 GJ						
うち非化石 GJ						
原油換算 kl					⑮	
うち非化石 kl						
前年度原油換算 kl						
対前年度比 (%)						

補足 エネルギー使用量の算定方法に関して

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量			
						連携分を除いたエネルギー使用量 GJ		連携分のエネルギー使用量 GJ	
				数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
	自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl		kl		kl	
			軽油	kl		kl		kl	
			()						
			()						
		その他 ()	()						
			()						
	委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl		kl		kl	
			軽油	kl		kl		kl	
			()						
			()						
		船舶 ()	A重油	kl		kl		kl	
			B・C重油	kl		kl		kl	
			()						
		鉄道 ()	軽油	kl		kl		kl	
			電気	千 kWh		千 kWh		千 kWh	
			()						
		航空機 ()	ジェット燃料油	kl		kl		kl	
			揮発油	kl		kl		kl	
			()						
		合計							

補足 燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			輸送距離 (km)	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(参考) 平均燃費
							連携分を除いたエネルギー使用量 GJ		連携分のエネルギー使用量 GJ		
					数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油		kl		kl		kl		km/l	
		軽油		kl		kl		kl		km/l	
		()									
		()									
	その他 ()	()									
()											
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油		kl		kl		kl		km/l	
		軽油		kl		kl		kl		km/l	
		()									
		()									
	船舶 ()	A 重油		kl		kl		kl		km/l	
		B・C 重油		kl		kl		kl		km/l	
		()									
	鉄道 ()	軽油		kl		kl		kl		km/l	
		電気		千 kWh		千 kWh		千 kWh		km/千 kWh	
		()									
	航空機 ()	ジェット燃料油		kl		kl		kl		km/kl	
		揮発油		kl		kl		kl		km/kl	
		()									
合計											

補足 燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

			4,000～ 5,999		kl		kl		kl		%	
			6,000～ 7,999		kl		kl		kl		%	
			8,000～ 9,999		kl		kl		kl		%	
			10,000～ 11,999		kl		kl		kl		%	
			12,000～ 16,999		kl		kl		kl		%	
			17,000～		kl		kl		kl		%	
		その他 ()	()		kl		kl		kl			
	船舶	()										
		()										
	鉄道	()										
	航空機	()										
合計												

補足 トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

2-1 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行われたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--

--

[illegible]

第2表 荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量と密接な関係を持つ値

	年度	対前年度比 (%)
荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量と密接な関係を持つ値 (名称:) (単位:)	㉑	

第3表 エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比 (%)
原単位= $\frac{\text{荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 kJ) (㉒)}}{\text{荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (㉑)}}$		

第4表 過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位変化
荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
前年度比 (%)		㉓	㉔	㉕	㉖	

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の捺印を付した欄は記入しないこと。
- 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 5 作成担当者連絡先の欄には、本報告書の作成を担当した者の氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記入すること。
- 6 第1表、付表1、付表2及び付表3の「自家輸送」とは自家用貨物自動車による貨物の輸送、「委託輸送」とは事業用貨物自動車による貨物の輸送をいう。
- 7 第1表の識別の欄には、付表1、付表2及び付表3の識別の欄と共通の番号を記入すること。
- 8 第1表の区分の欄の（ ）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 9 第1表のエネルギー使用量の算定範囲について説明した資料を添付すること。この説明資料については図等を用いることとし、図等には識別番号を付すこと。
- 10 第1表補足の欄には、エネルギー使用量の算定方法等を前年度から変更した場合に、その理由等を記入すること。
- 11 付表1の「燃料法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 12 付表1の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下欄の（ ）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 13 付表1の区分の揮発油及び軽油等の下欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 14 付表1の荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。
- 15 付表1の荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 16 付表1補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 17 付表2の「燃費法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 18 付表2の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下欄の（ ）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 19 付表2の区分の揮発油及び軽油等の下欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 20 付表2の平均燃費の欄には、輸送距離（km）と荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量（数値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{平均燃費} = \frac{\text{輸送距離 (km)}}{\text{エネルギー使用量 (数値)}}$$
- 21 付表2の荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 22 付表2補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 23 付表3の「トンキロ法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量と当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いて当該エネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 24 付表3のエネルギー消費原単位の欄には、輸送量（千トンキロ）と荷主連携省エネルギー措置を踏

まえたエネルギー使用量 (kl) を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{エネルギー消費原単位 (kl/トンキロ)} = \frac{\text{エネルギー使用量 (kl)}}{\text{輸送量(千トンキロ)} \times 1000}$$

- 25 付表3の荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 26 付表3補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 27 第2表の「荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、原則として年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。
- 28 第3表の「原単位」とは、単位輸送量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 29 第4表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 30 第4表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%)} = (\text{㉔} \times \text{㉕} \times \text{㉖} \times \text{㉗})^{\frac{1}{4}} \text{ (\%)}$$